議 案 第３１号

千葉県と浦安市との間における宿泊税等の収納等に関する事務の委託に関する規約の制定に係る協議について

千葉県と浦安市との間における宿泊税等の収納等に関する事務の委託に関する規約を別紙のように制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第１項の規定により、千葉県と協議するに当たり、同条第３項において準用する同法第252条の２の２第３項本文の規定により議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

提 案 理 由

千葉県と浦安市との間における宿泊税等の収納等に関する事務の委託に関する規約を制定することについて、千葉県と協議するものである。

千葉県と浦安市との間における宿泊税等の収納等に関する事務の委託に関する規約

千葉県と浦安市との間における宿泊税等の収納等に関する事務の委託に関する規約を次のとおり制定する。

（趣旨）

第１条　この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第１項の規定により、浦安市（以下「市」という。）の宿泊税等の収納等に関する事務を千葉県（以下「県」という。）に委託することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（委託事務の範囲）

第２条　市は、浦安市宿泊税条例（令和８年浦安市条例第　号）及びその他法令に基づく宿泊税等の収納等に関する事務のうち、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を県に委託する。

(1)　宿泊税、延滞金及び加算金の収納に関する事務（取立て及び換価に係るものを除く。）

(2)　宿泊税の特別徴収に係る申告書等の受付及び審査並びに特別徴収義務者等に対する通知書等の送付に関する事務

(3)　特別徴収義務者等に対する申告指導及び調査に関する事務

(4)　過誤納金等の還付に関する事務

(5)　宿泊税、延滞金及び加算金に係る納税証明書の交付に関する事務

２　市は、特別徴収義務者交付金の算定及び交付に関する事務について、管理及び執行を県に委託する。

３　前２項の規定にかかわらず、千葉県知事（以下「知事」という。）と浦安市長（以下「市長」という。）との協議により、市が行うこととされた事務については、市が管理し、及び執行するものとする。

（管理及び執行の方法）

第３条　委託事務の管理及び執行については、次に定めるところによる。

(1)　前条第１項第１号及び第５号の事務については、県の条例及び規則その他の規程（以下「県の条例等」という。）に定めるもののほか、法令

の定めるところによるものとする。

(2)　前条第１項第２号から第４号まで及び同条第２項の事務については、市の条例及び規則その他の規程（以下「市の条例等」という。）に定めるもののほか、法令及び県の規程等の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第４条　委託事務の管理及び執行に要する経費は、市の負担とする。

２　前項の経費の額並びに支払の時期及び方法は、知事と市長が協議して定めるものとする。

（収入の帰属）

第５条　委託事務の管理及び執行に伴い特別徴収義務者が県に納入する宿泊税、延滞金及び加算金の収入は、市に帰属する。

（連絡会議）

第６条　知事は、必要と認めるとき又は市長から要請があったときは、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、市長との連絡会議を開くことができる。

（条例等の改正の場合の措置）

第７条　市長は、委託事務の管理及び執行について適用される市の条例等の全部又は一部を改正しようとする場合は、あらかじめその改正の内容を知事に通知するものとする。

２　知事は、委託事務の管理及び執行について適用される県の条例等の全部又は一部が改正された場合は、直ちにその改正の内容を市長に通知するものとする。

（委託事務の管理及び執行の細目）

第８条　この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、知事と市長が協議して定めるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この規約は、浦安市宿泊税条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　県及び市は、この規約の施行前においても、委託事務の管理及び執行に必要な準備行為を行うことができる。